

NPO 法人はぐっと「コアラの会」 一時託児要項

〈目的〉

この要領は、依頼のあった事業において、保育者による一時託児を実施することにより、保護者の社会参加を支援し、子どもの健やかな成長を願うものである。

〈一時託児の定義〉

この要領における一時託児とは、保護者と子どもが離れた状態で保育を行う「一時預かり方式」と、保護者の目の届く範囲で保育を行う「見守り方式」とする。

〈一時託児の実施基準〉

(1) 対象となる子ども

ア 対象事業の参加者の養育する子どもで、原則 2 歳以上 6 歳未満の未就学児とする。

ただし、2 歳未満の子どもの託児希望があったときは、保育者と相談の上、受け入れるものとする。

イ 発熱、感染症疾患などがあると主催者が認めた場合は、除くものとする。

ウ 原則として、事前申し込み制とする。

(2) 一時託児の時間

主催者側の希望により、相談の上決定する。

(3) 原則として、対象事業の会場と同一敷地内にある会議室、和室などを使用する。

ただし、見守り方式の場合は、必要に応じた場所での保育を実施する。

(4) 保育者の基準配置

2 歳以上の子ども 3 人に対して保育者は 1 人。0 歳から 2 歳未満については、子ども 1 人に対して保育者 1 人。

ただし、子どもが 1 人の場合でも、保育者は 2 人とする。

〈保険〉

保育者の一時託児活動に関わる事故については、NPO 法人はぐっとの加入する活動保険で対応する。

〈キャンセル料〉

前日までは発生しない。当日は保育者 1 人に対して 1 時間分の保育料金と、場合によっては交通費が発生する。

〈その他〉

本一時託児要領に記載のない事項は、必要に応じて定例会などで検討・審議する。

付則 この要領は令和 6 年 10 月から施行する